

平成 29 年 1 月

ASIA ALLIED INFR 【N0711】
(Asia Allied Infrastructure Holdings Limited)
を保有されている投資家の皆様へ
— 公開買付け＜公開買付開始＞のお知らせ —

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、ASIA ALLIED INFR に対する公開買付予定につきまして、現地保管機関より公開買付けの開始と日程の通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

本公開買付けへのお申込を希望される場合は、2017 年 1 月 25 日(水)午後 1 時まで、お取引いただいております弊社窓口まで売付約諾書をご提出下さい。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 公開買付人 : GT Winners Limited
2. 公開買付対象株式 : ASIA ALLIED INFR 発行済株式総数
(公開買付人とその同調者が既に保有している株式を除く)
3. 公開買付条件 : 1 株につき 1.08 香港ドル
4. 公開買付締切日時 : **2017 年 2 月 2 日 16 時 00 分 (現地時間)** (前回通知 : 未定)
5. 公開買付成立条件 : なし
6. 強制買取等について : 公開買付人は ASIA ALLIED INFR 株式の上場を維持する予定です。
公開買付終了後に、公開買付けに申込していない残りの株式の強制買取の実施予定はありません。
7. その他 : ・通常の海外委託取引と同様の国内取次手数料がかかります。
・公開買付代金は、円貨決済または外貨決済が選択可能です。
・本公開買付けに応じた株式については、本公開買付以外の売却は出来ません。
・売却代金もしくは時価の約 0.1% の印紙税が現地で徴収されます。
・**公開買付人とその同調者は、Sale and Purchase Agreement に基づく株式取得により、既に保有している株式とあわせ、ASIA ALLIED INFR 発行済株式資本の約 74.98% (1,184,932,067 株)を保有することとなったため、香港買収規約第 26 条により ASIA ALLIED INFR の全株主に対して公開買付けを行います。**

(前回通知：公開買付人は、Sale and Purchase Agreement に基づき、ASIAALLIED INFR の全発行済株式の約 56.3% (837,008,830 株) を取得した結果、ASIAALLIED INFR の全発行済株式の約 64.8% (963,338,589 株) を保有することとなったため、香港買収規約第 26 条により ASIAALLIED INFR の全株主に対して公開買付けを行う予定です。)

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社